

第二十二回国会 衆議院 法務委員会 議録第四十二号

昭和三十年七月二十七日(水曜日)

午前十一時十分開議

出席委員

委員長 世耕 弘一君

理事 山本 桑吉君 理事 三田村武夫君

理事 馬場 元治君 理事 福井 盛太郎君

理事 古屋 貞雄君 理事 田中幾三郎君

推名 隆君 林 博君

松永 東君 眞鍋 儀十君

横井 太郎君 生田 宏一君

徳安 實藏君 横川 重次君

佐竹 晴記君

委員外の出席者

専門員 小本 貞一君

専門員 村 教三君

七月二十六日

岐阜地方檢察庁新築に伴う寄附金徴集に関する陳情書(岐阜市殿町四丁目二十四番地椿信次郎)(第四九九号)

警察官による児童の人権侵害に関する陳情書(青森県三戸郡戸米村福井健二)(第五〇〇号)を本委員会に送付された。

本日の会議に付した案件

接収不動産に関する借地借家臨時処理法案(福井盛太郎外六名提出 衆法第五四号)

○世耕委員長 これより法務委員会を開会いたします。

接収不動産に関する借地借家臨時処理法案を議題として審査を進めます。山本桑吉君より発言を求められており

ますので、これを許します。山本桑吉君。

○山本(桑)委員 ただいま議題となっております接収不動産に関する件は、前回の当衆議院におきまして、すでに満場一致通過している法案でございます。のみならず本案の内容は、昭和二十三年九月十四日までに罹災都市借地借家臨時処理法によって保護せらるべき借地人が、たまたま進駐軍の接収という事態が起つたために、あの臨時処理法によって保護せらるべき機会を失つた借地人に対して社会公正の観点から、これらの人々に再びその機会を与えて、社会公正の観念に合致するような保護をいたさうというのが本案の内容でございます。さような案の内容でありますので、本案に対する状態は各派とも賛成でありますし、すでに衆議院において通過した際にも十二分の論議が尽されておりました。案の内容に対する疑いの点等については十二分に審理が尽されておるものと認められます。一口にして言うならば、質疑はすでに尽きておると申し上げても間違いがないようにございませぬ。

さような観点から、私は、この際、質疑を終局いたしましたして、討論はこれを省略して、直ちに採決されんことを希望いたします。

○世耕委員長 ただいま山本君の動議のごとく、本案に関する質疑はこれにて終局し、討論省略の上、直ちに採決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○世耕委員長 異議なしと認め、さうに決定いたします。

それではこれより接収不動産に関する借地借家臨時処理法案を採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔総員起立〕  
○世耕委員長 起立総員。よつて本案は原案通り可決いたしました。なお本案に関する委員会報告書の作成については、委員長に御一任を願います。

これにて散会いたします。  
午前十一時十四分散会

〔参照〕  
接収不動産に関する借地借家臨時処理法案(福井盛太郎外六名提出)に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年七月二十九日印刷

昭和三十年七月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局